

市田忠義訴訟第一審判決の結果について

2025年6月13日 松竹伸幸

私は2023年2月に共産党を除名され、現在、黨員としての地位の確認を求めて東京地裁で係争中です。同時に、それとは別に、市田忠義氏（党副委員長）と伊藤岳氏（党参議院議員）を名誉毀損でそれぞれ東京地裁、さいたま地裁に訴えています。

本日、そのうち市田氏に対する訴訟の第一審判決がありました。結果は私の敗訴（請求棄却）となりましたので、みなさまにお伝えします。誠に残念な結果であり、直ちに控訴を致します。

私が市田氏を訴えたのは、除名直後に京都で行われた市田氏の講演の中の以下の発言（本件発言）です。

「（松竹氏は日本記者クラブにおける講演で）文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。格安の千円にしたのは、黨員というのは貧乏人が多いと、そういう人を買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうことまで相談しました。」

これは、私の除名の理由となった『シン・日本共産党宣言』の値段を印税を少なくしてでも安くしたことについて、私が「党内をかく乱するために」という目的をもって行ったとするものです。私は、記者クラブでの会見で、「党をかく乱する」といった類いの発言は一切していません。それなのに、市田氏が、「党内をかく乱するためには値段も安くしましょう」と言ったという虚偽を講演で話すことは、私の名誉を毀損するものであるため、訴えたのです。

これに対して被告の市田氏側が証拠として提出してきたのは、私の記者クラブでの会見の書き起こしでした。そこで私は以下のように語っています。

「黨員にたくさん読んでもらうために、定価を1000円以内にしたいよね。どうしたらいいだろう。いや印税を減らせば何とかなるかもしれないですね。本当にそうやって印税を下げても黨員に、共産黨員には年金生活者が多くて、1000円以上は出せないよねと思った。」

私が党のかく乱を図った、かく乱を狙っているなどとはどこにも出てきません。ですから、裁判長から「これが原告の発言か？」と聞かれた際、間違いなく事実であると明言しました。本件発言は虚偽であることが明らかですから。

ところが本日の判決は、

「被告（市田氏）は、本件発言の前後において原告（私）が日本共産党を攻撃していると激しく非難しており、そのような本件発言の前後の文脈」と、もう1つ、「本件発言が政党の演説会でされたものであって聴衆がその内容を反復して確認するものではないこと」をあげ、「原告の…主張を採用することはできない」として請求を棄却したのです。

前者について言えば、「かく乱」以外にも激しい非難の言葉が連ねられていることは、名誉毀損を認める材料にはなっても、請求棄却の根拠になるはずがありません。後者の問題について言えば、本件発言は政党の演説会で話されただけでなく、現在も党のホームページにアップされ、まさに「反復して」視聴されているのであって、その事実には目をつぶっています。

このように今回の判決文は、名誉毀損と認めるべき根拠を反対に請求棄却の根拠にするという、社会的常識から外れた判決と言わざるを得ず、判決はまったく承服できません。常識的には負けることがあり得ないことには確信を持っており、控訴審では必ず勝利するために闘う所存です。

以上